

若竹子どもルーム運営規則

若竹子どもルーム運営委員会

若竹保育園子どもルーム運営規則

第1条 目的

この規則は昼間保護者の就労により家庭での児童保育が困難であり小学校低学年児童（以下「放課後児童」という）を対象に学童保育の場を設け（以下ルームという）、これらの児童の健全育成と児童の環境保全や情緒の安定を図るものとする。

第2条 対象児童

この事業の対象となる児童は小学校1年生から3年生までを対象とし（やむを得ず児童の保護が困難となる場合は6年生までとする。）、放課後保育者が保育できない児童とする。但し、現在病気療養中であり医師の治療を受けているもので、集団生活の停止を受けている児童は除くものとする。

- 1 両親の就労のより、昼間保育に欠ける児童
- 2 母子、父子家庭の児童
- 3 その他本会が認めた児童
- 4 入所後児童の安全を考え、本会の責任において傷害保険に加入をさせることができる児童

第3条 事業所在地

社会福祉法人若葉福祉会 若竹保育園1階元事務所、1階元0歳児室部分若竹子どもルームとして使用し事業を行うものとする。

住 所 千葉県千葉市若葉区若松町331

第4条 指導員体制

1 指導員体制の概要

子どもルームの目的と役割を理解する指導員と指導員の勤務の補完等 のため、必要な職員（補助指導員）を配置します

2 指導員の配置

登録児童40人までは指導員2人を配置し、40人を超える場合にあっては2人に加え、20人毎に1人を配置します。なお、緊急的な対応として、条例基準（支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き補助員をもってこれに代えることができる）の配置とすることを認めますが、通常配置をできるように最大限の努力を行うこととします。

3 指導員の資格

(1) 指導員は下記のいずれかに該当する者としてします。

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者

- ③ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小・中・高校教諭、特別支援 学校教諭、中等教育学校教諭となる資格を有する者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨ 高等学校卒業者であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者

(2) 補助指導員は下記のいずれかに該当する者を望ましい者としてします。

- ① 子どもの遊びや生活にかかわる経験のある者または熱意のある者
- ② 子育て経験者
- ③ 学生（教育、福祉分野に関わる学習を履修している）

※なお、上記の者で子育て支援員研修を受講した者を、より望ましい者としてします。

第5条 運営内容

- 1 ルームの運営に当たっては運営委員会（運営委員会細則は別途定める）を設置し適切な運営に努める。
- 2 入所、退所児童の承認
- 3 怪我・事故・いじめ等が発生した場合はその対策としてまず運営委員会と保護者との話し合いを最優先とし、運営委員会が内容を十分精査して早急に解決に当たるものとする。

4 その他運営上必要と認められる事項

第6条 入所及び退所

1 入所

(1) 入所申請に際しては下記の内容が記載された書類をルームに提出しなければならない。

- ① 児童の指名・生年月日・学校名・学年等
- ② 児童の保護者氏名・住所・電話番号・緊急連絡先
- ③ その他必要事項

(2) 運営委員会は上記申請書類をもとに面接調査し適切と認められる場合は入所を許可（決定）し、保護者に対し通知する。

2 退所

(1) 退所をしようとする児童の保護者は、退所するその月の前月までにルームに退所届を提出しなければならない。

(2) 2か月以上にわたり保育料を滞納した場合は、保育料を清算し、退所させることができる。

(3) ルーム内において故意又は悪質ないじめが行われ指導員の指導により尚その改善が見られない場合、運営委員会と保護者の協議のうえ退所をさせることができる。

第7条 活動内容

- 1 家庭との連携を図り、児童の保護者及び遊びを通じて育成・指導を図る事
- 2 児童の事故防止を図る事
- 3 児童の健康管理に十分注意をし、処置に急を要する場合は保護者又は医師に連絡する等の適切且つ迅速な処置を講ずる事

第8条 書類

ルームには、次の書類を揃えるものとする。

- 1 在籍児童名簿
- 2 入所綴り
- 3 退所綴り
- 4 緊急連絡簿
- 5 予算書
- 6 出納帳
- 7 決算書（確定申告書）
- 8 その他会が必要と認めたもの

第9条 開設日及び開設時間帯

開設日及び開設時間帯は次の通りとする。

区 分		基本時間	早朝保育
通常授業日（平日）		授業終了後～午後7時	なし
土曜日		午前8時～午後7時	午前7時～午前8時
短縮授業日		授業終了後～午後7時	なし
学校行事等振替休業日		午前8時～午後7時	午前7時～午前8時
長期休業日 (春・夏・秋・ 冬休み)	平 日	午前8時～午後7時	午前7時～午前8時
	土曜日	午前8時～午後6時	午前7時～午前8時

第10条 休日

ルームの休日は次の通りとする。

- ・日曜
- ・祝祭日
- ・8月（旧盆の週）の1週間
- ・正月

第11条 保育料

ルームの利用料は次の通りとする

利用料金(月額)			日額	
平日(月～金)			土曜日	早朝保育
7・8月以外	7月	8月	500円/1回につき	200円/1回につき
12,000円	12,500円	13,000円		

- 1 ルーム外における諸活動の実費費用
- 2 所定開所時間外の保育料（1回につき500円とする）

第12条 その他

この規則に定めのない事項については保護者及び運営委員会双方において鋭意話し合いの上適宜取り決めるものとする。

付則

この運営規則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する